


所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	直井 亨		
件名	東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>建築基準法の改正に伴い、条例において引用する同法の項にずれが生じること及び文言等の整理を行うための改正である。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第2の3の項中「別表第二(り)項」を「別表第二(ぬ)項」に改める。</li> <li>・第12条第2項中「第52条第6項」を「第52条第7項」に改める。</li> <li>・「建ぺい率」を「建蔽率」に、「さく」を「柵」に改める。</li> </ul> <p>※規制内容に変更なし。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。ただし、別表第2の3の項の改正規定(「別表第二(り)項」を「別表第二(ぬ)項」に改める部分に限る。)は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>法改正と整合を図ることにより、地区計画の区域内における建築物に関する制限を適切に行うことが可能となり、これにより健全な都市環境の確保に資することができる。</p>					
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年11月8日 都市計画審議会において桜が丘二丁目地区地区計画の変更について審議済み</li> <li>・文書課において審査済み</li> </ul>					
3. 留意事項(問題点等)					
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>平成30年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。